「函館市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例(案)」に対する パブリックコメント(意見公募)手続の実施について

本市では、公衆浴場における衛生および風紀の維持を図るため、公衆浴場法に基づき「函館市公衆浴場法施行条例」により営業者が講ずべき措置の基準を定め、公衆浴場に対する助言・指導を行っています。

近年の子どもの身体的・精神的な発育状況の変化を受け、厚生労働省において、「子供の発育発達と公衆浴場における混浴年齢に関する研究」(令和元年度厚生労働科学特別研究事業)の研究成果等を踏まえ、令和2年12月10日に「公衆浴場における衛生等管理要領」を改正し、混浴制限年齢の目安を10歳から7歳に引き下げました。

こうした背景を踏まえ、本市においても、公衆浴場における混浴制限年齢を引き下げる改正が必要であるとの結論に至ったことから、その改正案について意見提出手続きを 行うこととしました。

【意見を提出できる方】

- ○函館市内に住所を有する方
- ○市内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体
- ○市内に存する事務所または事業所に勤務する方
- ○市内に存する学校に在学する方
- ○パブリックコメント手続きに係る事案に利害関係を有する個人および法人 その他の団体

【パブリックコメント(意見公募)手続】

- (1) 募集期間 : 令和4年9月21日(水) ~ 令和4年10月20日(木)
- (2) 提出方法 : 所定の様式に、ご意見・住所・氏名(法人の場合は法人名と 代表者名)を明記し、持参・郵送・FAXまたは電子メールで 提出してください。

(※電話での受付はいたしませんので、ご了承下さい。 なお、障がいがある方などで、これらの方法による 意見提出が困難な場合は、下記「お問い合わせ先・提出先」 まで個別にお問い合わせください。)

(3) お問い合わせ・提出先 : 市立函館保健所生活衛生課環境衛生担当

〒040-0001 函館市五稜郭町 23 番 1 号 (函館市総合保健センター3 階) 電話 32-1521 FAX 32-1505

E メール hc-kankyou@city. hakodate. hokkaido. jp

【ご意見に対する回答等について】

- ○提出いただいたご意見に対する回答は,ホームページなどで公表いたします。(氏 名等の公表は行いません。)
- ○提出いただいたご意見に対し、個別に回答はいたしませんので、あらかじめご了 承ください。